

令和8年度 小諸市特定健診受診勧奨業務 仕様書

1 業務名

令和8年度 小諸市特定健診受診勧奨業務

2 目的

小諸市（以下「甲」という）の国民健康保険被保険者の令和6年度特定健診受診率は41.7%であり、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に掲げる目標受診率60%とは大きな乖離がある。本業務は、事業者が有する専門的知見や受診勧奨に関するノウハウを活用し、過去の健診データや受診勧奨履歴等に基づく効果的な受診勧奨を行うことにより、健診未受診者の行動変容を促し、受診率向上を図ることを目的とする。

なお、本業務は特定健診受診率の段階的な向上を図る中長期的な取組の一環として位置付けるものであり、本仕様書は令和8年度に実施する業務内容を定めるものである。次年度以降の実施については、事業効果、財政状況等を踏まえて判断する。

3 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 業務体制

受託者（以下「乙」という）は、本業務を円滑かつ確実に実施するため、業務全体を統括する責任者及び担当者を配置するとともに、必要な知識・経験を有する担当者を適切に配置し、十分な業務体制を整えること。

また、市との連絡調整を適切に行い、業務の進捗管理および課題への対応ができる体制を構築すること。

5 委託する業務の内容

（1）業務内容

本業務の具体的な内容及び実施方法については、プロポーザルにおいて受託者が提案した内容を踏まえ、プロポーザル後に甲乙協議の上、決定するものとする。

（2）データ分析業務

① 乙は、契約締結後、甲が提供する特定健康診査に関する過去の受診履歴、年齢、性別等のデータを活用し、受診状況の傾向や未受診者の特性を把握するための分析を行うこと。

※提供するデータは、甲が管理する特定健診データ管理システム、健康管理システム等により保有している情報のうち、甲が提供の必要があると判断したものとする。

※提供するデータの詳細は、契約後に、別途協議するものとする。

② 当該分析結果を踏まえ、対象者の状況に応じた受診勧奨内容や通知方法の検討に活用し、受診行動の変化を促すことを目的とした受診勧奨を実施すること。

- ③ 受診勧奨実施後の受診状況等を整理・分析し、その結果を次年度以降の受診勧奨手法の改善に資する情報として、市へ報告すること。

(3) 対象者の抽出

- ① 乙は、甲が提供する特定健康診査に関するデータを基に、当該年度の特定健康診査対象者のうち、受診勧奨の効果が高いと見込まれる者を優先的に抽出すること。
- ② 抽出にあたっては、年齢、性別、過去の受診履歴等の情報を活用し、限られた予算の範囲内で、受診率向上への寄与が期待できる対象者を選定するとともに、受診行動や未受診の背景の違いを踏まえた区分整理を行うこと。
- ③ 勧奨回数は複数回実施することとし、勧奨のタイミングにより適切な抽出方法を選択すること。
- ④ 小諸市の地域特性や健診実施体制、これまでの受診状況等を考慮し、市の実情に即した受診勧奨となるよう配慮すること。

※具体的な抽出条件、対象者数および区分の設定については、乙の提案を踏まえ、甲と協議のうえ決定するものとする。

(4) 通知作成

- ① 乙は、特定健康診査の受診率向上を目的として、対象者の受診行動の変容を促すことを意識した受診勧奨通知を作成すること。
- ② 通知の作成にあたり、対象者の年齢層、過去の受診状況等を踏まえ、健診の必要性が理解され、受診という具体的な行動につながる内容となるよう工夫すること。文面、表現方法、デザイン、媒体（はがき、封書等）については、乙の専門的知見を生かし、効果が高いと考えられる方法を提案すること。
- ※当該スケジュールを踏まえ、受診券送付時の同封を含め、適切な時期に受診勧奨通知を行うものとする。ただし、具体的な送付時期や回数については、乙の提案を踏まえ、市と協議のうえ決定するものとする。
- ③ 本事業に要する費用には、受診勧奨通知の作成、印刷、封入封緘、発送に係る郵送費、その他一切の経費を含むものとする。

(5) 効果検証

- ① 乙は、本業務の実施状況および受診勧奨の効果について、適切な方法により評価を行うものとする。
- ② 乙は、受診勧奨通知の発送状況や受診状況の推移等を把握し、必要に応じて、対象者区分、通知内容、送付時期等の観点から整理・分析を行うものとする。
- ③ 乙は、業務期間中において、必要に応じて中間的な評価を行い、その結果を甲に報告するとともに、当該評価結果を踏まえ、以降の受診勧奨方法等について必要な見直しや改善の提案を行うものとする。
- ④ 乙は、委託期間内において、本業務全体を通じた最終的な評価を行い、次年度以降の受診勧奨業務の改善に資する課題整理および提案を取りまとめ、甲に報告するものとする。

(6) 支援業務

- ① 乙は、本業務の円滑な実施に資する範囲において、甲が行うデータ抽出作業や補助金申請等に関し、必要に応じて技術的・助言的な支援を行うことができるものとする。なお、当該支援の実施内容や範囲については、甲と乙との協議により定めるものとする。

6 受託者の責務

本業務の遂行にあたり、甲と緊密に連絡をとりながら、良質なサービスを継続して提供していくべきことを十分に認識し、次の事項に留意して受託業務を円滑に処理するよう、万全を期すこと。

(1) 信用失墜行為の禁止

信用を失墜する行為をしないこと。

(2) 秘密の厳守

業務上知り得た情報を第三者に漏洩しないこと。また、契約の解除後及び契約期間終了後も同様とすること。

(3) 個人情報の保護

個人情報の取扱いにあたっては、「小諸市情報セキュリティポリシー」等の関係法令を遵守すること。

(4) 再委託

- ① 乙は甲に対して書面による許可申請を行うこと。
② 乙が、事前に甲に承認を得て再委託を行う場合には、可能な限り小諸市内に本社又は支社（営業所）を有する者を選定すること。

(5) 法令等の遵守

乙は、本業務の実施にあたり、関係する法令、国・県の指針及び甲の定める規程等を遵守しなければならない。

(6) 業務内容の適正な履行

乙は、本業務を善良なる管理者の注意をもって、誠実かつ確実に履行しなければならない。

(7) 事故・問題発生時の報告義務

乙は、本業務の遂行にあたり、事故、トラブル又は業務の継続に支障をきたすおそれのある事態が生じた場合は、速やかに甲へ報告し、指示を受けるものとする。

(8) 業務内容の報告・説明責任

乙は、甲から求めがあった場合、本業務の実施状況や成果等について、資料の提出又は説明を行うものとする。

(9) 権利義務の譲渡禁止

乙は、本業務に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(10) 甲の指示への対応・協議義務

乙は、本業務の実施にあたり、必要に応じて甲と協議し、甲の指示を踏まえて業務を進めるものとする。

7 委託料の支払い

- (1) 委託料の支払いは、事業完了後の一括払いとする。
- (2) 乙は業務完了次第、委託料の支払いを請求するものとする。
- (3) 甲は、業務履行確認後、乙から適法な支払い請求書を受理した日から 30 日以内に乙に支払うこと。